主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安井万次の上告趣意(後記)は、事実誤認又は量刑不当の主張であつて刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹	治郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	齊	藤	悠	輔